

働く世代の女性に向けた職場訪問エクササイズ事業運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、運動する時間が取りにくい本県の働く世代の女性の未病対策のため、職場を訪問し運動プログラムを提供することができる企業と、従業員のために運動促進事業に取り組みたい企業とを、県がそれぞれ募集し、マッチングを行うことで、県内企業・団体等の事業所における女性の健康づくりに資する取組を促進、支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) エクササイズ提供企業（以下、「提供企業」という。）とは、県における職場訪問エクササイズ事業において、働く世代の女性を対象とした、運動の実践を主な内容とするプログラム（以下、「運動プログラム」という。）を、次号に定めるエクササイズ受入企業へ、無償で提供する者をいう。
- (2) エクササイズ受入企業（以下、「受入企業」という。）とは、県内に本店、支店又は営業所を有する者であり、就業時間中に女性従業員を対象に、提供企業から運動プログラムの提供を受ける者をいう。
- (3) 職場訪問エクササイズとは、県が、提供企業と受入企業をマッチングした上で、提供企業が、受入企業の希望する県内の事業所を訪問し、受入企業の就業時間内に、女性従業員を対象として、運動プログラムを無償提供することをいう。

(職場訪問エクササイズの利用要件)

第3条 職場訪問エクササイズ事業において、受入企業は、各提供企業が提供する運動プログラムを、次に掲げる第1号又は第2号により利用することができる。

- (1) 運動プログラムを、同一事業所で二度利用することができる。ただし、二度目は、一度目に利用した運動プログラムとは異なる運動プログラムに限られる。
- (2) 運動プログラムを、異なる2箇所の事業所で、一度ずつ利用することができる。ただし、利用できる運動プログラムは、事業所ごとに異なる運動プログラムとする。

(提供企業の申請資格・登録基準)

第4条 提供企業の申請資格・登録基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 運動プログラムを提供しようとする者（以下、「登録申請者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。
 - ア 県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。個人事業主の場合は、県内に事業所等を有する者であること。
 - イ 日本標準産業分類に定めるフィットネスクラブ、スポーツ・健康教授業又はこれに準ずる形態と知事が認める者であり、主として運動・スポーツに係る事業を行っている者であること。
 - ウ 直近5年間に、企業や地方公共団体に対する運動・スポーツ指導に係る事業の実績、又は登録申請者が運営する運動施設の会員等に対する同様の事業の実績があること。
 - エ 県税に未納がないこと（納期が到来しているが納期限を迎えていない課税がある場合は、県税に滞納がないこと）。

- オ 法人又は法人の代表者・役員（個人事業主にあつては代表者）が、神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支援支配法人等又は同条例第 9 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者に該当しないこと。
 - カ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により一般競争入札の参加を制限されていないこと。
 - キ 県から県指名停止等措置要領により、競争入札の参加に関して指名停止を受けていないこと。また、同要領に定める措置要件に該当し、同要領に定める指名停止の期間内でないこと。
 - ク 「労働基準関係法令違反に係る公表事案」に基づき、厚生労働省及び神奈川県労働局のホームページに掲載された事案に係る者（不起訴になった者及び無罪になった者は除く。）でないこと。
 - ケ その他、提供企業としてふさわしいと知事が認める者であること。
- (2) 受入企業へ提供する運動プログラムは、次に掲げる要件をすべて満たすこと。
- ア 働く世代の女性を対象としたプログラムであること。
 - イ 腰痛や肩こり等の体の不調の改善に効果的な、運動の実践を主な内容とするプログラムであること。
 - ウ 原則全 3 回構成のプログラムであること。
 - エ 1 回のプログラムが、およそ 20 分から 40 分程度の長さであること。
 - オ 1～2 週間に 1 回程度の頻度で提供すること。
 - カ 医療行為に該当する可能性のある活動を行わないこと。
 - キ 宗教性や政治性のある活動を行わないこと。
 - ク 参加者の安全性の確保とともに、健康への悪影響を生じないように、参加者の年齢に応じた配慮を行うこと。
 - ケ その他、運動プログラムとしてふさわしいと知事が認める内容であること。
- (3) 職場訪問エクササイズ事業において、受入企業及び受入企業の運動プログラム参加者に対し、費用負担を求めないこと。
- (4) 職場訪問エクササイズ事業において、ヨガマットや測定機器等、実施に必要な機材・備品等がある場合には、提供企業の負担において用意すること。

（提供企業の登録申請）

第 5 条 登録申請者は、職場訪問エクササイズ事業運動プログラム登録申請書（第 1 号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付の上、別に知事の定める日までに知事へ提出するものとする。

- (1) 役員等氏名一覧表（第 2 号様式）
- (2) これまでの運動指導等の取組に係る実績調書（第 3 号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

（登録）

第 6 条 知事は、登録申請者及び運動プログラムが第 4 条の規定に適合すると認めるときは、登録申請者に対して職場訪問エクササイズ事業運動プログラム登録通知書（第 4 号様式）を交付し、認定基準に適合しないと認めるときは、登録申請者に対してその理由を付して通知する。

2 知事は、前項により登録申請者を提供企業として登録したときは、運動プログラムの名称・内容・提供要件等について、ウェブサイトで公開するものとする。

(登録の有効期間)

第7条 登録の有効期間は、当該登録が行われた日が属する年度の3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに書面による別段の意思表示がない場合は、本登録は自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

2 前項により更新対象となった提供企業は、登録時又は前回更新時から役員等に異動があった場合には、次の各号に掲げる書類を、別に知事の定める日までに知事へ提出するものとする。

- (1) 役員等氏名一覧表(第2号様式)
- (2) その他知事が必要と認める書類

(受入企業の応募資格)

第8条 運動プログラムの提供を受けようとする者(以下、「応募者」という。)は、応募時点において、次の各号の要件をすべて満たすこと。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 職場訪問エクササイズの実施を希望する事業所が県内にあること。
- (3) 法人又は法人の代表者・役員が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第2条第3号に規定する暴力団員、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支援支配法人等又は同条例第9条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者に該当しないこと。
- (4) 「労働基準関係法令違反に係る公表事案」に基づき、厚生労働省及び神奈川労働局のホームページに掲載された事案に係る者(不起訴になった者及び無罪になった者は除く。)でないこと。
- (5) その他重大な法令違反がないこと。

(受入企業の応募方法)

第9条 応募者は、別に知事の定める日までに、次の各号に掲げる書類を知事へ提出するものとする。

- (1) 職場訪問エクササイズ応募書(第5号様式)
- (2) その他知事が必要と認める書類

(暴力団排除)

第10条 知事は、必要に応じ登録申請者又は提供企業が、第4条第1号のオの要件を満たすか否かを、神奈川県警察本部長に対して確認することができる。ただし、当該確認のために個人情報を知事へ提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

2 知事は、登録申請者又は提供企業が第4条第1号のオの要件を満たさないときは、運動プログラムの登録を行わない、又は取り消すことができる。

(募集の時期)

第11条 提供企業の申請及び受入企業の応募の受付は、原則として毎年度、一定の募集期間を設けて実施する。ただし、特別な理由があるときはこの限りではない。

(マッチング)

第12条 知事は、第9条による応募書の提出を受けた場合、別に知事の定める期間に、受入企業の希望に応じて、提供企業とのマッチングを行う。

2 前項により、職場訪問エクササイズ事業の実施に係る合意が得られた際には、マッチングした提供企業と受入企業（以下、「マッチング成立企業」という。）は、日程調整ほか、協力して実施に向けた調整を行うこと。

(職場訪問エクササイズに係る留意事項)

第13条 マッチング成立企業は、職場訪問エクササイズ事業の実施にあたって、次に掲げる事項に留意すること。

- (1) 運動プログラムの提供にあたり、提供企業の担当者又は受入企業の参加者等に事故が発生した場合には、すみやかに知事へ報告するとともに、一切の損害については、提供企業及び受入企業が適宜協議の上、提供企業又は受入企業の責任において処理すること。
- (2) 前号のほか、マッチング成立企業間で生じたトラブル・損失・損害等については、県に過失がある場合を除き、提供企業及び受入企業が適宜協議の上、提供企業又は受入企業の責任において処理すること。
- (3) 受入企業は、運動プログラムを実施するにあたり、適切な実施場所を提供すること。実施場所を用意するにあたり費用が生じる場合には、受入企業の負担により行うこと。
- (4) 受入企業は、運動プログラムへの参加者の募集、決定等を円滑に行うこと。参加者の募集にあたっては、受入企業の従業員が参加しやすい声掛けや、環境づくりに努めること。

(報告)

第14条 提供企業は、職場訪問エクササイズ事業の実施後、受入企業一者ごとに、運動プログラムの最終回の実施日から30日以内に、職場訪問エクササイズ実施報告書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(変更の届出等)

第15条 提供企業は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに職場訪問エクササイズ事業に係る登録事項変更等報告書（第7号様式）に、その他変更内容を明らかにする書類を添付の上、知事に提出しなければならない。

- (1) 提供企業の名称若しくは代表者を変更したとき。
 - (2) 提供企業の所在地を変更したとき。
 - (3) 運動プログラムの提供条件を変更したとき。
 - (4) 運動プログラムの内容を変更したとき（軽微なものに限る）。
- 2 運動プログラムの内容を変更する場合は、前項第4号に該当する場合を除き、第5条を準用し、職場訪問エクササイズ事業運動プログラム登録申請書（第1号様式）に、知事が必要と認める書類を添付の上、知事へ申請を行うものとする。
- 3 知事は、第1項の報告書が提出された場合にあつては、必要に応じ職場訪問エクササイズ事業運動プログラム登録通知書（第4号様式）の書換えを行うものとする。

(廃止の届出)

第 16 条 提供企業は、職場訪問エクササイズ事業に係る運動プログラムの登録を廃止しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した職場訪問エクササイズ事業廃止届出書（第 8 号様式）を知事に提出しなければならない。

- (1) 提供企業の名称、代表者の氏名及び所在地
- (2) 廃止する運動プログラムの名称
- (3) 廃止の時期

(報告及び調査)

第 17 条 知事は、必要があると認めるときは、登録申請者若しくは提供企業に対し、資料の提出を求め、又は申請者若しくは提供企業の承諾を得て調査を行うことができる。

(登録の取消)

第 18 条 知事は、提供企業が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。
- (2) 第 4 条に掲げる申請資格・登録基準に適合しないと認められたとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、当事業の運用に重大な支障をきたす行為があったとき。

2 知事は、前項の規定により登録を取り消したときは、提供企業に対して通知する。

(個人情報の保護)

第 19 条 マッチング成立企業は、相手方の提供企業又は受入企業から個人情報を収集する必要がある場合には、相手方に事前に承諾を得た上で、必要最小限の範囲とするとともに、個人情報の保護、管理を適切に行うこと。

2 提供企業又は受入企業のウェブサイト等において当事業の取組結果を紹介する場合など、職場訪問エクササイズの実施目的以外に個人情報を利用する場合、或いは、第三者に個人情報を提供する場合には、マッチング成立企業である相手方の受入企業又は提供企業の承諾を得ること。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 25 日から施行する。